

鳥栖市監査告示第 12 号

令和 4 年 11 月 11 日

定期監査結果に係る改善措置の公表について

鳥栖市監査委員

川 崎 真 澄

小 石 弘 和

地方自治法第 199 条第 14 項の規定による改善措置の通知を受けたので、当該通知に係る事項を公表します。

記

1. 監査の対象 鳥栖中学校
2. 改善措置内容 別添のとおり

## 令和4年度定期監査結果に係る措置について

監査の対象	鳥栖中学校
-------	-------

### 【注意を求める事項】

#### ◆理科薬品管理事務

#### ○管理記録について

理科薬品台帳において、薬品購入の記録、使用量及び残量等が明確に記されておらず、薬品の一部で在庫量の確認がされていないものがあった。

### 【措置内容】

- ・薬品全ての残量・在庫量を確認し、薬品台帳に記載した。

### 【検討を求める事項】

#### ◆理科薬品管理事務

#### ○薬品戸棚について

薬品保管庫の扉の施錠はされているものの、内部の理科薬品を置いている戸棚の劣化は激しく、施錠できない形状のものがあった。また、地震等の災害時に転倒する可能性が極めて高い状況にあり、適切な保管・管理ができるような環境整備が早急に求められる。

### 【措置内容】

- ・薬品保管室内の劣化している薬品保管庫（施錠可能）と戸棚については、安全確保のため廃棄し、新規に薬品保管庫（施錠可能）を購入し、薬品保管室を整理整頓したことで、効率的に授業準備のできる環境を整備した。
- ・固定式木製戸棚には、薬品落下防止用の支えを取り付け、薬品保管用には仕切り付きのかごを使用することで、転倒防止対策を行った。